

議案第40号

杉並区監査委員条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区監査委員条例の一部を改正する条例
杉並区監査委員条例（昭和37年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「選任する」を「選任される」に、「2人」を「1人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議員のうちから選任される杉並区監査委員の数については、この条例の施行の日前から引き続き在任する議員のうちから選任された杉並区監査委員の数が2人である間は、この条例による改正後の杉並区監査委員条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

議員のうちから選任される監査委員の数を改める必要がある。

杉並区監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
第2条 議員のうちから <u>選任される</u> 監査委員の数は、 <u>1人</u> とする。	第2条 議員のうちから <u>選任する</u> 監査委員の数は、 <u>2人</u> とする。